

(1/2)

材 料 名	備 考
<p>★ 1. コンクリート製品</p> <p style="color: red;">注) JIS〇〇〇〇等などJIS認証表示許可を受けた製品については事前審査の対象外である。</p> <p>暗きょ類  無筋コンクリート管  鉄筋コンクリート管  ヒューム管  鉄筋コンクリートボックスカルバート  プレストレストコンクリートボックスカルバート</p> <p>舗装・境界ブロック類  地先境界ブロック  歩車道境界ブロック (片面・両面)  用地境界杭</p> <p>路面排水溝類  L形側溝  U形側溝  U形側溝用蓋  上ぶた式U形側溝  上ぶた式U形側溝用蓋  落ちふた式U形側溝  落ちふた式U形側溝用蓋  自由勾配側溝 (縦断用・横断用)  自由勾配側溝用蓋 (縦断用・横断用)</p> <p>用排水路類  ベンチフリューム  ベンチフリューム用蓋  ベンチフリューム暗渠型  ベンチフリューム暗渠型蓋  鉄筋コンクリート排水溝  大型水路 (大型フリューム)</p> <p>擁壁類  積ブロック  のり面被覆ブロック類  張ブロック  法枠ブロック  連節ブロック  L型擁壁</p> <p>2. 石材類  砂 (コンクリート用、路盤用、山砂)  碎石・クラッシュラン  割ぐり石・割詰石  粒度調整碎石  捨石 (裏込 (目潰し) 石、基礎捨石 (中詰石)、被覆石)</p>	<p>★印の製品の材料及び製造方法はJIS A 5364による。また一般・産業廃棄物溶融スラグ等を使用する場合は、JIS A 5031の有害物質の溶出量と含有量の基準を満たしていることのほか溶融スラグの品質緒元を明らかにする資料を提出すること。</p> <p style="color: red;">「青森県工事材料事前審査要領の運用」により添付資料とされている資料の提出が出来ない場合は審査対象外である。</p>

青森県工事材料事前審査汎用品一覧表

(平成30年4月)

(2/2)

材 料 名	備 考
<p>■ 3. アスファルト合材（混合物）類                      アスファルト混合物                      再生加熱アスファルト混合物                      アスファルト乳剤類</p> <p>▲ 4. 生コンクリート類                      生コンクリート                      生コンクリート（高炉B）</p>	<p>■印の製品について、一般・産業廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した溶融スラグ等を使用する場合はJIS A 5032の有害物質の溶出量と含有量の基準を満たしていることのほか溶融スラグの品質諸元を明らかにする資料を提出すること。また、原材料に廃ガラスを使用する場合は、ロットごとに廃ガラスを均一に攪拌し、抽出したサンプルの溶出量試験、含有量試験を実施し「環境庁告示第46号」（土壌の汚染に係る環境基準）及び土壌汚染対策法の基準を満たしていることのほか廃ガラスの品質諸元を明らかにする資料を提出すること。                      （但しJIS A 5032の「4.2.2有害物質の含有量」の注(3)は適用しない。）</p> <p>▲印の製品について、事前審査の対象となる製品は、コンクリート中の全塩化物イオン量が0.30kg/m<sup>3</sup>以下の製品である。</p>